

近世
天竜川の治水

伊那郡
松島村

市川脩三

目 次

はじめに	35
一、元禄以降の川除普請	32
二、宝曆以降の川除普請	27
(一) 工事費	26
(二) 普請願い	26
(三) 松島村の普請場所	24
(四) 天竜川筋の変遷	23
三、文化五年天竜川の国役普請	23
四、護岸工事	13
(一) 牛類	11
(二) 枠類	9
(三) 砂利堤	7
(四) 蛇籠	6
五、深沢川の伏越普請	6
六、土橋普請	3
おわりに	3

はじめに

慶長五年（一六〇〇）、関ヶ原合戦で家康に味方した小笠原秀政は、飯田城主となつて六万石を領することになったが、その内、箕輪領（現辰野町・高遠町・伊那市などを除いた上伊那北部の二十三か村）一万石は木下の田中城に陣屋を置いて支配した。近世の箕輪がここに始まつたのである。同十八年（一六一三）秀政は八万石を与えられて松本へ移り、その後三年間は、箕輪領は幕府の支配となつた（第

一期幕領期

元和三年（一六一七）からは脇坂安元が飯田城主となり、わたつて箕輪領を統治したのである。

小笠原時代の慶長十七年には、天竜川の洪水で古来天竜西岸にあつた三日町村は、流失のため東岸に移り、田中城の陣屋も木下の養泰寺下に移転したと伝えられる。

続く脇坂時代にも寛永元年（一六二四）、万治三年（一六六〇）と寛文十二年（一六七二）に天竜川が氾濫したといふ。

洪水があれば用水の取入口、あるいは護岸施設などに破

損が生じ、当然川除普請が行なわれた筈であるが、普請出来形帳のような資料が見当らず知る術がない。聖牛は武田信玄の考案によるものというから、この期には牛類・梓類等治水の工法はかなり発達普及していて、為政者も農民たちもそれら工法を用いて普請を行ない、懸命になつて田地を護ろうとしたに違いない。しかし、残念ながら江戸初期の川除については、資料を欠いてほとんど判らないのが実態である。松島村など現箕輪町の村々において、判つてくるのは中期元禄以降からである。

一、元禄以降の川除普請

天竜川の出水による松島村の水田の水損高の判るのは、寛文十二年（一六七二）以降である。同年から箕輪領が天領になつたわけであるが、松島村にはその年から嘉永六年（一八五三）までの約一八〇年間の年貢免定（註1）（写）がある。年次によつては免定の書式が変わつて不明の年もあるが、大方の年にはその年の川欠及び水損高が記載されている。それによると、延宝二年（一六七四）の水損高二七〇石余をはじめ、当然川除普請が実施されたと推定できる年が少なくないが、記録の現存しているのは元禄（一七〇

○年代) 以降である。

宝曆八年(一七五八)

先御地頭様被仰付

前々より川除仕来書上帳 松島村

元禄十四年(一七〇一) 巳分

一、金八両三分永八拾三文三分

川除入用

右者太田隱岐守様御代被下御入用川除出来仕候

一、金四両弐分永九拾弐文

瀬越埋^{せこ}櫛^{くし}入用

右同断

元禄十五六年(一七〇二) より宝永亥年(一七〇七)迄

六年之内平年

宝永五年子年

下井入用

一、金拾弐両弐分

右同断

宝永六年丑年(一七〇九) より正徳二辰ノ年(一七一二)

迄四年之内平年

正徳三巳ノ年分

右同断

宝永六年丑年(一七〇九) より正徳二辰ノ年(一七一二)

迄四年之内平年

正徳三巳ノ年分

右同断

一、金拾五両永百五拾五文

川除入用

一、八両三分

入桶入用

太田隱岐守様右御入用被下置候

元文四末ノ年(一七三九) 分

正徳四年ノ年(一七一四) より享保三年戌(一七一八)迄
五年之内平年

享保四亥年分

一、金拾九両永弐百弐拾五文

川除入用
扶持米

一、米三石五年

右同断

享保五子ノ年(一七二〇) より同十一年午年(一七二六)迄

七年之内平年

享保十二未ノ年分

一、金六両永弐百五拾九文

川除入用
入桶入用

一、金五両三分永拾八文

川除入用
入桶入用

右者太田大助様御支配之節右入用被下置候

享保十三申ノ年(一七二八) より亥ノ年(一七三二)迄

四年之内平年

享保十七子ノ年分

川除入用
入桶入用

一、金拾壹両三分永弐百文

川除入用
入桶入用

一、同五両壹分

川除入用
入桶入用

享保十八丑ノ年(一七三三) より元文三年午ノ年(一七三八)迄

六年之内平年

右同断

元文四末ノ年(一七三九) 分

一、金拾三両

右同断

川除入用

右者太田度治郎様より被下置候
宝暦六子ノ年分

元文五申ノ年（一七四〇）より延享元子年（一七四四）迄

五年之内平年

一、金八両

右同断

川除入用

延享二丑ノ年（一七四五）分

一、金八両三分永百五十文

川除入用
入樋入用

右同断

川除入用

右者太田度治郎様御代右御入用被下置候

延享三寅ノ年（一七四六）より宝暦元未ノ年（一七五二）

迄六年之内平年

右之通り前々より御地頭様以御入用松島村御川除仕来り申候

此度御尋に付仕来帳面如斯書上申所少茂相違無御座候

以上

信州伊奈郡松島村

宝暦八寅年十一月

名主 七郎右衛門印

同断

与一左衛門印

組頭

利右衛門印

百姓代

重左衛門印

飯島

御役所

宝暦四戌年分

右同断

一、金八両壹分永拾文

川除入用

右同断

宝暦五亥年分

一、金四両貳分

川除入用

右の書上帳は、元禄十二年（一六九九）以来松島村は旗本太田氏の知行地であつたが、宝暦七年太田氏が上知（註2）し、松島村が幕領に復したため、飯島陣屋から太田氏支配

時代の川除普請についてお尋ねがあり、それに対する報告書である。太田氏支配の五十六年間に十四回の普請があつたから、平均四年に一度の割である。しかしこの間の出来形帳は、一冊も現存せず、詳しいことは分らない。

二、宝暦以降の川除普請

出来形帳により、宝曆九年（一七五九）以降の天竜川川除普請における水防施設の種類・数量・設置場所等をまとめたのが表(1)（37頁）である。

鉄鉢島に続く下流、三日町村の定式普請は、次のように行なわれた。

(一)

表(1)に記してある通り、天竜川の川除普請の工事費は、文化末（一八一七）までは次のように全額支配者の負担であつた。

右之寄

永武拾六貫四拾文

人足四百九拾壹人貳分

高百石に付

表(2) 中聖牛34組工事費
(三日町村) 安永7年

		貫、文、分	
公 費 (御 入 用)	雜木	34	3,226.6
	"	68	3,800.8
	"	204	4,753.2
	"	102	1,693.2
	"	68	0,714.0
	"	408	4,407.2
	大工		0,155.0
	藤籃		7,282.8
	合計		26,040.0
村 役	人 足	491人2分	
	藤	34房	

これが文政以降になると、

右之寄

永拾壹貫百六拾九文

內永式貫式百五拾三文八分

殘永九貫拾五文式分

永七百拾文

人足百四拾人四分

高百石に付五拾人

村役

小以金（註3）貳拾六兩永八拾文

御入用

人足四百九拾壹人弌分

外華三合四旁

(安永七年(一七七八)三日町村出来形帳)

小以金九両三分永拾五文貳分

御入用

雜木五百四拾本

藤百式拾房

外

繩百房

人足百四拾人四分

右のよう二割引に減らされ、文化以前同様に、外に人足・雜木・藤などの村負担があつた。松島村においても同様で、二割引は幕末まで続いた。

(二) 普請願い

公費による川除普請は、仕様書に絵図などを添えて支配者に願出て認可を得なければならぬ。願書の一例を左に示す。

乍恐以箇所附御普請奉願上候

天流(竜)河通字北島中央より上柳土手迄、深三尺幅拾間延長百拾五間

一、堀割

字上柳土手

壱箇所

五組

一、反枠

字同断

一、大聖牛

字上柳土手水押

一、中聖牛

字同所

一、反枠

字同所

一、大聖牛

字同所

一、中聖牛

字同所

一、反枠

字同所

字同断

一、中聖牛

二拾組

字深沢

一、合掌榦

三拾間

是ハ出水之節深沢川より用水中井へ砂押込候に付右

除に仕度候

字中井

一、砂利留

拾五間

字同所

一、砂利留

拾間

字同所

一、砂利留

拾間

右場所

前々より御普請所にござ候所年久しく罷なり
朽ち腐り保ちかね候所 当六月満水つかまつり 昨年の御普

請も流失つかまつり候もこれあり 相残り候も甚だあやう

く罷なり候に付き 村役人立ち会い内見つかまつり よん

どころなき場所ばかり箇所附願い上げ奉り候 右堀割の場

所字柳土手の儀は松島村第一の切れ所に御座候て これまで

油断なく出精つかまつり 御普請願い上げ奉り すでに

去る戌年仰せ付けられ候御普請も流失つかまつり 如何様

つかまつり候ても水刎ばかりにては とく保ちかね候に

付き 去る戌年堀割の形つかまつり候えどもたいそうなる

儀に御座候えば自力に及び難く 今般願い上げ奉り候 等

閑につかまつり候ては御普請裏切れ御田地中へ欠け込み

夥しく損地に相なり 甚だ危殆の場所に御座候間 なにとぞ右箇所附の通りお慈悲を以て 来る子の御普請仰せ付けなされ下し置かれ候様 ひとえに願い上げ奉り候

以上

伊那郡松島村

名主 喜惣治

同断 利助

組頭 吉左衛門

百姓代 文七

百姓代 理左衛門

同断 又左衛門

古料名主 伊左衛門

松本

御役所

願書の内容を要約すると、願出た箇所は当年六月の満水で施設が流失してしまった所もある。堀割と柳土手は松島村では最も決壊しやすい場所で、放置するなら水が裏に廻り込んで多くの田地が被害をうけるおそれがある。よって御慈悲を以て川除普請をお許し願いたいという主旨である。

結果は、翌文化元年の川除普請となつたが、規模は別表に示すとおり、堀割は認められずその他もかなり縮小されている。当然実地見分の上であろう。

普請が許可され、工事が完了すると工事金が交付される。次の受領書は南小河内村のものである。

受取り奉る金子の事

一、金拾兩
永三文六分
武石五斗壹

一、米　　弐石五斗壱升弐合五勺
右は当子の春川除御普請残り金米の分
渡しなされ　受取り奉り候

書面の通り御下げる
以上

文政十一子年（一八二八）百姓代惣右衛門印
信州伊那郡南小河内村

八月晦日
（一八二八）

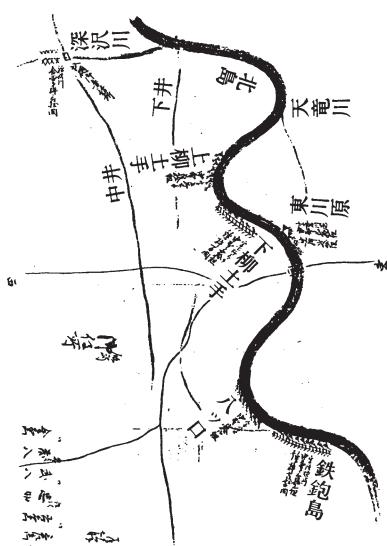
吉姓代
惣右衛門印

羽倉外記様
飯島

(三) 松島村の普請場所

別掲表(1)で明らかのように、工事か所は北島・柳土手・

図(1) 天保13年松島村川除絵図



鉄炮島であるが、天保十三年（一八四二）当時の川筋は、図(1)のようであった。

図(1)に見る通り、西から深沢川が流込む辺から、天竜川は東に曲って流下し、東岸段丘に突き当つて渕（柿木渕）をつくり、そこから蛇行しながら柳土手・八ツ口・鉄骨島を経て隣接する木下村と三日町村の間を南下していく。

図(1)の北島から鉄炮島までの天竜川西岸一帯が、西天竜開発前は松島村の米倉であつた。ところが降雨が続くと、少し上流の東から一ノ沢川が流込み、西からは深沢川が合

流して、天竜川は一挙に増水して各所の水防施設に損害を与える。補修しては壊され、築いては流され、江戸時代農民の歴史は、天竜川とのたたかいの歴史であった。

前図(1)は天保十三年に、松島村が飯島陣屋へ提出した川除普請の願書に添えた目論見絵図と思われる(日野栄治氏所蔵)。それによると上柳土手と八ツ口のカーブ外側、水の烈しく突当る場所には中聖牛を配し、東川原のカーブには、中聖牛の間に中柱が置いてある。下柳土手と鉄炮島の直線の所には長い続柱を構築し、前面に中聖牛を並べて水勢を弱めようとしている。中井が深沢川を横切る伏越の上に合掌柱の設置を望んでいるが、この付近も、しばしば洪水の打撃を受ける所であった。たとえば元文三年(一七三八)

五月廿七日、「朝雨大に強し、未明深沢川前代未聞の大水にて、中々人力の防ぎも叶わず、押し出し(字)へ切込み、其節

人足出合わず候故防ぎ得ず残念の至也、防が下(字)も南より堤欠けて切込み、それより上平蔵田を西として皆水押込み川になり、或は砂石入り其水勢強くして見るにおそろし、

大木を流し大石を下す事雷の轟に似たり:」(『日用雜記』井沢初男氏蔵)とある。深沢川が氾濫して北島へ押し込むことは、しばしばあつたという。

農民は前図のような施設の構築を願出たが、翌天保十四

右入用

内 四拾間 鉄炮島

五拾間 字下柳土手下

人足貳百五拾人 但石取毫坪五人

此石五拾坪

高五尺 上横毫尺
下横七尺 貳ヶ所

出来形帳によると、この工事の中合掌柱の規格構造は次のとおりである。

一、中合掌柱延長九拾間 内法

上横毫尺
下横七尺

貳ヶ所

		天保十一年		天保十四年	
		(天竜川・深沢川普請見取図)		(出来形帳)	
設置場所	中聖牛	続	柱中	柱合掌柱	中聖牛
下柳土手	二〇組	二〇〇間	二〇〇間	二八組	二八組
八ツ口	二三組	七五間	二〇〇間	五〇間	五〇間
鉄炮島	三三組	二〇組	二〇〇間	四〇間	四〇間
東川原	二〇組	三〇間	二〇〇間	四組	四組
深沢川	計	四〇組	二〇〇間	中合掌柱中 柱	中合掌柱中 柱
	一四五組	九〇間	九〇間		
	二七五間	四組	四組		
	二〇組	三〇間	三〇間		
	三〇間	四〇間	四〇間		

雜木百八拾四本

長九尺
末口六寸

代永五貫六百八拾壹文六分

但毫本
永三拾文九分

是は間に送り式本両側分

同木九拾弐本

長九尺
末口四寸

但毫本
永拾七文八分

代永壹貫六百三拾七文六分

但毫本
永拾五文三分

同木三百六拾本

長七尺七寸
末口四寸

代永五貫五百八文

但毫本
永拾五文三分

是は間に四本づつ

村役

同木八百拾本

長八尺
末口三寸

是は間に九本宛

同木千四百六拾本

長六尺
末口四寸

是は間に八本宛前側拾本

は兩小口に遣

同繩百八拾房 式拾尋曲

是は間に式房宛

大工百三拾五人

賃水三貫七拾五文

但毫人
永廿五文

人足百三拾五人

合掌木

但毫本
永三拾文九分

下梁木

同木三百六拾本

長七尺七寸
末口四寸

代永五貫五百八文

但毫本
永拾五文三分

是は間に送り式本づつ

同木九拾弐本

長九尺
末口四寸

代永壹貫六百三拾七文六分

但毫本
永拾七文八分

是は間に四本づつ

村役

同木八百拾本

長八尺
末口三寸

是は間に九本宛

同木千四百六拾本

長六尺
末口四寸

是は間に八本宛前側拾本

は兩小口に遣

同繩百八拾房 式拾尋曲

是は間に式房宛

大工百三拾五人

賃水三貫七拾五文

但毫人
永廿五文

人足百三拾五人

合掌枠

是は右同断

天竜川筋の変遷

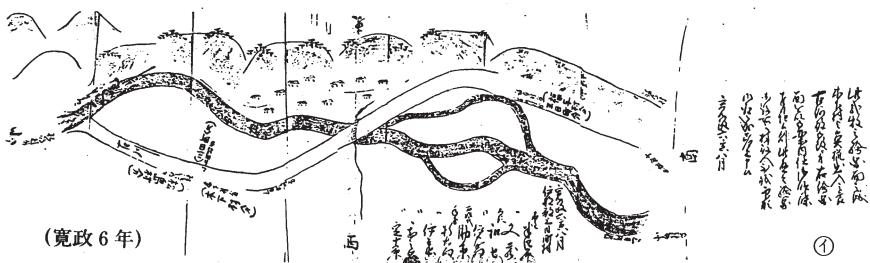
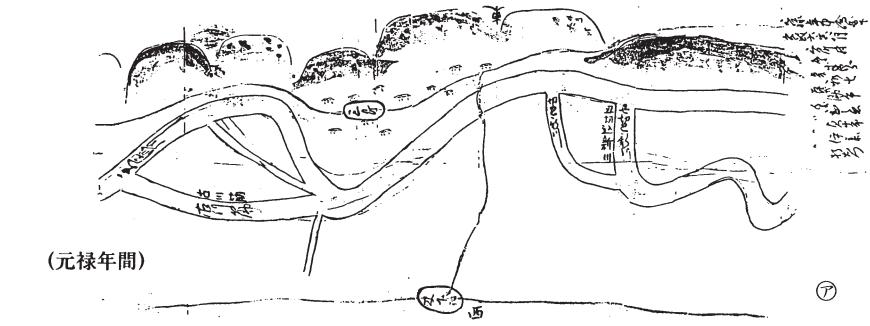
(四)



図(2) 文久2年松島地区天竜川筋絵図

天竜川は場所により、しばしば流れを変えたようであるが、それを明らかにする資料は極めて乏しい。図(2)は幕末の文久二年（一八六二）の流れを示すものであるが、柳土手から鉄炮島間が二つに分流している。本瀬は川の線の太さから西側と思われる。このころの水防施設はどのように配置されていたか、出来形帳や絵図がなくて全く不明である。戦前、天竜川で水泳した年代の子供達は、年により本

図(3) 三日町・木下地区の川筋絵図



瀬がすっかり変わつて、よく面喰つたものである。

上図(3)は木下村と三日町村地区における天竜川の川筋絵図で、⑦は元禄年間、①は寛政六年(一七九四)八月当時の川筋であり、約一〇〇年間の年代差がある。

⑦は元禄年中の絵図の写で、次の説明書きがある。

元禄年中絵図下

寛政六年八月

三日町村

名主 半四郎

組頭 和七

百姓代 助市

年寄 甚之丞

" 貞十郎

" 伊兵衛

折右衛門

①の説明書きは

この式枚の絵図面の儀 木下村と魚獵出入りの節 古川

跡御改めにつき右の絵図面を以つてご案内仕り御吟味請け奉り候 すなわちこの通りの絵図 御役所へ村役人残

らず印形なされ差し上げ申し候

寛政六年寅八月

伊那郡三日町村

名主 半四郎 (印)

" 久藏 (印)

組頭 和七 (印)

" 伊左衛門 (印)

百姓代 助市 (印)

年寄 折右衛門 (印)

" 基之丞 (印)

定十郎 (印)

当卯御年貢可納割付之事

当卯一回定免 (註⁴)

一、高十九百三拾二石壹年貳升三合

内貳石三斗貳升 小物成 (註⁵) 高

此訛

田方七百九拾五石六斗五升

壱石八斗八升六合

前々井代溝代引

貳百拾石四斗四合

同川欠川成畑成土砂入引

三拾三石壱斗七升九合

亥川欠土砂入引

拾六石三斗壱升九合

寅川欠土砂入引

卯川成土砂入引

内 八石四斗六升貳合

辰川欠引

三、文化五年天竜川の国役普請

右説明書きによると、寛政六年に天竜川の魚獵をめぐつて三日町・木下両村の間に争いが生じ、その際役所の吟味に古川筋の調査が必要となり、その資料として三日町村が作成したものである。訴訟が直接川筋にかかわる事件であるから、当時としては綿密正確に描いたものと思われる。

のようになに降雨が続き、天竜川の洪水で沿岸の村々は大被害を被つた。

當時松島村は三年間幕府旗本太田氏（五千石）の知行地となっていたが、村高千九百石余の大村で、水田の九割以上が天竜川沿いにあつたため、この洪水の被害は甚大であった。同年の年貢免定でみると、石高にして一六四石余にのぼっている。

文化四年（一八〇七）の五月大渴水のあと、「五月廿一日より雨降り始め、六月二日大満水にて諏訪より天竜川筋大荒れ、越後辺迄大荒れ、五畿内より近江・美濃路まで前代未聞の大荒と聞く、都合三十日余雨降る」（唐沢家年々日記）

拾七石五斗七升弐合

未川欠土砂入引

太田彦十郎知行所

弐拾八石弐斗四合

西川欠土砂入引

信州伊那郡天竜川通松島村国役普請出来形帳
(松島区有)

拾六石八斗五升弐合

西川欠引

百六拾四石七斗八升三合

当卯川欠川成土砂入引

小以五百拾三石弐斗八升四合

天竜川通

残弐百八拾弐石三斗四升六合

大永寺地先より用水堀迄

高 五尺
平均 馬踏 六尺
敷 三丈六尺

此取米弐百弐石七升九合

一、堤切所長百間

高 五尺
平均 馬踏 六尺
敷 三丈六尺

此砂利百五拾弐坪八合

伊左衛門地先より

所有衛門地先迄

一、同長百四拾六間

高 四尺五寸
平均 馬踏 五尺

此砂利百六拾四坪弐合

佐右衛門地先まで

一、堤洗切長三拾間

高 四尺
平均 馬踏 五尺

此砂利弐拾六坪七合

片敷 壱丈三尺

五郎右衛門地先

統梓裏

一、埋立長拾八間

此砂利拾弐坪

平均 横 深

横 四尺 深 六尺

領主支配者にとつて、川欠による年貢の減収は財政上由
由しい問題で、河川の治水には心を配ったわけである。当
年の水害の復旧工事は翌五年国役普請をもって行なわれ、
その規模は次のとおりである。

文化五年辰五月

續粹裏

代永武拾三貫八百八拾文

但壹朱
武拾文

一、同長五拾六間

此砂利七拾四坪七合

平均

深 橫 六 尺 八 尺

内

半右衛門地先より

平右衛門地先まで

高
馬

三尺

切所長百拾六間

馬路
四尺
壘丈

鐵鉋島

一、同長八拾八間

此砂利七拾八坪貳合

敷壱丈貳尺

帶無おひなし

一、同長百八拾間

高馬踏敷

三拾六束

所右衛門地先より佐右衛門地先
迄同洗切長三拾間高四尺之處片
法筋そだ四通此延長長百弐拾間
但右同断

八口砂利六百貳拾六坪三合

人足五千六百三拾六人

四取和砂臣

右入用

龜朵千百九拾四束

四尺打違

五尺繩弒人（註6）

鐵鉋島同長八拾八間高四尺之所

代永五貫三百文

但壱本永拾文

貳百拾壹束貳分 兩法筋そだ八通此延長七百四間

是は四間に送り四木打貳ヶ所分

右同断

麓朵貳百四拾貳束七分

四尺打違

五尺繩貳人

但壱束永貳拾文

一、杭篠(註8) 延長貳百貳拾間半

三ヶ所

此平坪八拾坪九合

内

大永寺地先 長四拾間半

篠高 三尺

此平坪貳拾坪貳合

人足六拾貳人七分

内

伊左衛門地先より

拾壹人貳分 七尺杭壱人拾貳本打 難

所右衛門地先迄

三拾五人分 六尺杭壱人拾五本打右同

長百四拾六門

篠高 貳尺

此平坪四拾八坪七合

場に付掛り多し

同所下

同

此平坪拾坪

三拾五人分

右入用

六尺杭壱人拾五本打右同

杭木百三拾五本

長七尺末口貳寸

人足千貳拾六人

但石取瀬越(註9) 壱坪貳拾人

代永三貫六百貳拾文

但壱本永拾貳文

是は間に送り四本打

九組 大永寺地先下壱組宛九ヶ所

式組 上柳壱ヶ所

杭木五百三拾本

長六尺末口二、三寸

四組 茂八地先壱組づつ四ヶ所

式組 同所下壺ヶ所

五組 茂八地先より清右衛門地先迄壺組宛

五ヶ所

式組 橋上中聖牛元付

三組 橋下壺組づつ三ヶ所

右入用

雜木百八本 長六尺末口八寸 桦柱

代永七貫四百五拾式文

但壺本
永六拾九文

是は壺組四本づつ

同木百三拾五本 長壺丈四尺末口四寸

代永六貫八百四文

但壺本
永五拾文四分

内

百八本 長貫壺組四本宛

式拾七本 根太木壺組壺本宛

雜木百八本 長壺丈壺尺

横貫

代永四貫式百七拾六文八分

但壺本
永三拾九文六分

是は壺組四本宛

同木四百三拾式本 長壺丈三尺 未口三寸 鋪(敷)成木(註9)

代永拾式貫九百六拾文 但壺本
永三拾文

是は壺組六本づつ

同木千六百式拾本 未口二寸

立成木

代永拾貫四拾四文

但壺本
永六文式分

是は壺組六拾本づつ

明儀四千七百五拾俵 四斗入桟俵共に 但拾俵
永三拾五文

代永拾六貫六百式拾五文

(註10)

是は小石に付石俵詰にメ壺坪百八俵づつ

繩千九百七房

式拾尋□

代永式貫六百六拾九文八分 但拾房
永拾四文

内 三百式拾四房 桦詰立壺組拾式房宛

内 千五百八拾三房 土俵三俵に壺房づつ

大工八拾壺人

賃永式貫八百三拾五文 但拾五文

是は壺組三人づつ

人足三百七拾式人五分

桦詰立川入共壺組五人づつ

内 百三拾五人 武百三拾七人五分

土俵壺人式拾俵

一、 統桦延長九拾 內法高四尺五寸

式ヶ所

此石七拾坪五合

人足千四百拾人

但右取瀬越
壺坪式拾人

内 長三拾四間

五郎右衛門地先

長六拾間 同所より茂右衛門地先迄

右入用

雜木百九拾弐本

長六尺
末口六寸

桿柱

代永七貫六百八拾文

但_{壱本}
永四拾文

是は間に送り弐本宛兩側分

雜木五百六拾八本

長八尺
末口四寸

貫木

代永拾壱貫五百六拾八本

但_{壱本}
永式拾文四分

是は両側打廻し中仕切共弐ヶ所

延長弐百八拾四間之處上下弐通分

同木七百五拾弐本

長七尺
末口三寸

敷成木

代永拾弐貫七百八拾四文

但_{壱本}
永拾七文

是は間に八本づつ

同木弐千五百五拾六本

長六尺
末口二寸

立成木

代永拾五貫八百四拾七弐本分

但_{壱本}
永六文或分

是は両側打廻し中仕切共一一ヶ所延長

二百八拾四間之所間に九本づつ

明俵六千五百弐貫八俵

但_{拾俵}
永三拾五文

代永弐拾弐貫八百四拾八文

但_{拾房}
永拾四文

是は小石に付右俵詰にメ坪百八俵づつ

繩弐千弐百六拾四房 式拾尋曲

但_{拾房}
永拾四文

代永三貫三百九文六分

但_{拾房}
永拾四文

内 百八拾房

但_{拾房}
永三俵に壱房づつ

武千百七拾房

但_{壱本}
永百六拾八文七分

大工百八拾八人

賃永六貫五百八拾文

但_{壱人}
永三拾五文

是は間に弐人づつ

人足五百六拾壠人四分

内 式百三拾五人 桧詰立川入共間に弐人五分宛

三百弐拾六人四分土俵壱人弐拾俵椿

一、中聖牛三拾七組

内

六組 大永寺地先弐組づつ三ヶ所

四組 上柳弐組づつ弐ヶ所

三組 藤兵衛地先壱ヶ所

五組 茂右衛門地先壱ヶ所

五組 同所下_{三組}弐側立壱ヶ所

八組 茂右衛門地先より清右衛門地先迄弐組宛四ヶ所

五組 橋上菱牛弐側立元之方壱ヶ所

三組 平右衛門地先壱ヶ所

右入用

雜木三拾七本 長四間
末口六寸 棟木

代永九貫五百文

長四間
末口六寸

雜木七拾四本

末口五寸 桁木

代永拾弐貫四百八拾三文八分

但_{壱本}
永百六拾八文七分

是は壱組式本宛

同木式百式拾式本

長二間半
末口四寸

代永拾壱貫九百八拾八文

但壱本
永五拾四文

七拾四本 前合掌壱組式本づつ

内百拾壱本

梁木壱組三本づつ

三拾七本 砂払木壱組壱本づつ

長二間
末口四寸

同木百拾壱本

代永四貫七百九拾五文式分

但壱本
永四拾三文式分

七拾四本 中合掌壱組式本宛

五組

明音寺地先式組式側立壱ヶ所
茂八地先式組式側立五ヶ所

三拾七本 前立木壱組壱本宛

式拾八組

橋上拾四組宛式側立壱ヶ所
平右衛門地先式組宛四ヶ所

同木七拾四本 長九尺

末口四寸

跡合掌

但壱本
永式拾三文

代永壹貫七百式文

長二間
末口三寸

柵敷木

但壱本
永三拾式文六分

是は壱組式本づつ

長二間
末口二寸五分

棟挾木

但壱本
永廿五文壹分

同木七拾四本

木口二寸五分

柵敷木

但壱本
永廿五文壹分

是は壱組式本宛

但壱本
永八文

藤六百六拾六房 式拾尋曲

但壱本
永八文

代永五貫三百式拾八文

但壱本
永八文

是は壱組拾八房づつ

大工七人四分

貸永式百五拾九文

但老人
永三拾五文

人足四百四拾四文

是は壱組拾式文づつ

一、菱牛六拾壱組

拾壱ヶ所

内

五組

明音寺地先式組式側立壱ヶ所
茂八地先式組式側立五ヶ所

式拾組

橋上拾四組宛式側立壱ヶ所
平右衛門地先式組宛四ヶ所

八組

右入用

八組

雜木五百四拾九本 長式間
木口四寸

平右衛門地先式組宛四ヶ所

雜木五百四拾九本

長式間
木口四寸

代永式拾三貫七百九拾文八分

但壱本
永四拾三文式分

内

式百四拾四本

合掌木壱組四本づつ

式百四拾四本

朽木壱組四本づつ

六拾壱本

梁木壱組壱本づつ

同木六拾壱本

長式間
木口三寸

砂払木

代永壹貫九百八十八文六分

但壱本
永三拾式文六分

是は壱組壱本づつ

但壱本
永三拾式文六分

同木六百拾本

長壹丈
末口二寸五分

柵敷木

代永拾貫六百七拾五文

但壹本
永拾七文五分

是は壱組拾本づつ

長六尺
末口壹寸五分

前立木

雜木三百五本

但壹本
永拾五文五分

但壹本
永五文壹分

拾本六分

代永拾貫五百五拾五文五分

但壹本
永五文壹分

是は壱組五十本宛

大永寺前欠所長拾五間之處六尺籠五拾三本にメ間に
三本半づつ立籠

藤三百五房

武拾尋曲

代永拾四百四拾文

但壹房
永八文

是は壱組五房づつ

同所中柱七組水中地形式間籠二拾八本九尺籠武拾式
本にメ遣

人足武百四拾四人

武拾壹本八分

是は詰立川入共壱組四人宛

拾本九分

一、蛇籠五百武拾九本九分

長五間
差渡一尺五寸

但石取本瀬越
壹坪武拾三文

此石百三拾坪九合

大永寺地先堤切所長百間之内水中長三間半之處六間
半は根籠壹本通式拾四間は根籠壹本通式重四継八分
八本

人足三千拾人七分

拾本九分

内

百八拾八本五分

八本壹分

中聖牛三拾七組

重り武間半籠武百九拾本にメ壱組

八本づつ

武間籠七拾四本は壱組武本宛 尻押右先

付武間籠武拾五本は壱ヶ所五本宛五ヶ所分

九尺籠

三本壱ヶ所分

三拾九本武分

八拾壹本三分

茂八地先中柱武組立之所柱間埋籠九尺籠五本四間半
籠六本は蓋籠につかひ右元付武間籠三本にメ遣

五郎右衛門地先より茂右衛門地先迄繞柱二ヶ所左右

折廻し共延長九拾八間之處根籠壹本通式重拾九継六

菱牛六拾壹組重り武間籠百八拾三本にメ壱組三本づつ九尺籠武拾七本は壱ヶ所三本づつ九ヶ所所

所分元付

分

四拾本五分

橋上中聖牛五組菱牛拾四組式側立之處前通水切籠二

本式本式重八繼壹分

四拾六本四分

半右衛門地先堤切所長百九拾六間之處根籠壹本通式

重式重三繼式分

式本六分

橋上中柱式組折廻し共根籠壹本通式重壹繼三分

三拾六本

鉄鉋島堤切所長八拾八間鼻折廻し共九拾間之所根籠

壹本通式重拾八繼

三拾六本

帶無堤切所長百八拾間之所根籠壹本通

右入用

唐竹七千九百四拾八本 目通四五寸廻

代永八拾七貫四百式拾八文

壹本
永拾壹文

是は籠壹本拾五本宛

人足四百式拾三人九分

是は籠造手間壹本に八分掛

右寄

永三百六拾七貫七百四拾四文九分

人足壹万三千百九拾壹人九分

代永百六拾貫百八拾七文三分

壹人米壹升七合

但 前同断金壹両に

米壹石四斗替

小以金五百式拾七両三分永百八拾式文三分

合金九百式拾兩式百式拾八文九分

高三千式百三拾九石四斗式合

内金三百式拾三両三分永百九拾文式分

高百石拾両

私領出金

残金五百九拾六両壹分永三拾八文七分

右は この度太田彦十郎地行所信州伊那郡天竜川通り村

村 堤川除國役御普請一式村請け(註1)に仰せ付けられ

当辰四月上旬より御取り掛け 日々私共御場所に付きおり

諸色人足遣い方粗末の儀ござなく候 仕立て方入念に書面

の通り相違なく出来つかまつり なおまた箇所お改めの上

お引き渡し遊ばされ この上出水の節は勿論平生共に油断

なく見廻り 小破の場所 手入れ村繕いなどつかまつり

大破に相成らぬ様村々心掛け申すべき旨仰せ渡され 承知

畏れ奉り候 かつ、御入用の儀は国役定例の通り 高百石
に付き金拾両私領出金引きの残金下し置かれ 小前一同有
難き仕合に存じ奉り候 これにより出来形証文差し上げ
申す所件のごとし

御普請御掛
御役人衆中様

右の国役普請における人工・材料・工賃等をまとめるところは、下表(4)のようになる。

文化五年	太田彦十郎知行所
名主	七郎右衛門印
同断	五左衛門印
組頭	半治印
百姓代	善右衛門印
同断	文七印
小兵衛	印
善右衛門	印
惣代松島村	印
同断	印
南小河内村	印
四郎右衛門印	印
所右衛門	印
福与村	印
宇右衛門	印

表(4) 文化5年 松島村国役普請

種類		大工	人足	雜木	空俵
中 桟	27組	人 81	人 1,398.5	本 2,403	依 4,750
統 桟	94間	人 188	人 1,971.4	本 4,068	依 6,528
中聖牛	37組	人 7.4	人 44.4	本 962	—
菱 牛	61組	—	人 244	本 1,525	—
蛇 篠	529.9本	—	人 3,434.6	—	—
砂利堤	734間	—	人 5,636.7	—	—
杭 冊	220.5間	—	人 62.7	本 665	—
合計		人 276.4	人 13,191.9	本 9,623	依 11,278
	貢 文 永 527.9322	貢 文 永 9.674	貢 文 永 160.1873	貢 文 永 188.6885	貢 文 永 39.473
種類	繩	石・砂利	藤	唐竹	庵朶(そだ)
中 桟	房 907	坪 51.3	房 —	本 —	束 —
統 桟	房 2,364	坪 70.5	房 —	本 —	束 —
中聖牛	—	—	人 305	—	—
菱 牛	—	—	人 305	—	—
蛇 篠	—	人 130.9	—	人 7,948	—
砂利堤	—	人 626.3	—	—	人 1,194
杭 冊	—	—	—	—	束 242.7
合計	房 3,271	坪 879	房 610	本 7,948	束 1,436.7
	貢 文 永 5.9794	貢 文 永 —	貢 文 永 7.768	貢 文 永 87.428	貢 文 永 28.734

※永 527貫932文2分 = 金 527両3分 永 182文2分

国役普請とは大河川において、工費の一部を幕府が支出し、残り工費を所定の国々に負担させる方式をいい、享保五年（一七二〇）に始まつた。普通公領地の場合は工費の一割を幕府が負担し、残り九割を国役に賦課し、私領地で

文化八年
一二三石復旧
と四年かかつて約九三%復旧したが、残り七%が文化九年
に復旧したか、永川欠となつたか、その後の年貢免定から
は分らない。

四、護岸工法

は一割を幕府、残り九割のうち関係地区の領主が高百石につき金十両の割で負担、残余を国役として所定の国々に賦課したものである。天竜川の国役賦課区域は遠江・駿河・相模・三河・甲斐及び信濃の諸国であった。

松島村における宝曆年代以降（一七五一～）の天竜川の護岸施設は牛類・桟類・砂利堤などであった。

(一)
牛類

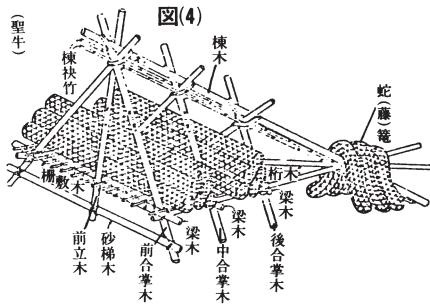
ある。国役定例に基づいて太田氏は、知行地であるこれら三か村の村高三三百三十九石四斗二合の百石につき十両の割で三百十三両余を出金し、残りは天竜川国役賦課区域の負担する国役金で賄われたものである。表(1)に比べてこの国役普請がいかに大工事であつたかが分る。

文化四年の洪水による松島村一六四石余の川欠が、どのよう

文化五年 そのまま

六年 一一〇石（六七%）復旧

舊復石〇二二年七



(4)

甲斐の名将武田信玄またはその家臣の創案といわれ、富士川・大井川・天竜川等で著しく改良されたものである。激流に耐える工法として、古来

表(5) 牛類の平均規格(『普請出來形帳』より)

箇牛	菱牛	中聖牛	大聖牛	名稱部分	
				本数 1本	末口 5寸 長サ 4間
一	一	一	一	一	一
" " "	" " "	" " "	" " "	" " "	" " "
3 4 2	4 4 2	2 4 4	2 4 5	2 4 5	2 4 5
一	一	一	一	2 2 2.5	2 2 3
" " "	" " "	" " "	" " "	" " "	" " "
3 4 2	4 4 2	2 4 2.5	2 5 3	2 5 3	2 5 3
一	一	一	一	2 4 4	2 5 2.5
" " "	" " "	" " "	" " "	" " "	" " "
1 4 2	1 4 2	3 4 2.5	3 5 3	3 5 3	3 5 3
" " "	" " "	" " "	" " "	" " "	" " "
1 3 2	1 3 2	2 4 2.5	1 5 3	1 5 3	1 5 3
" " "	" " "	" " "	" " "	" " "	" " "
5 1.5 1	5 1.5 1	1 4 2	1 5 2.5	1 5 2.5	1 5 2.5
" " "	" " "	" " "	" " "	" " "	" " "
7 2.5 1	10 2.5 1.6	12 3 2	20 4 2	20 4 2	20 4 2
" " "	" " "	" " "	" " "	" " "	" " "
2 1.5 2	3 1.5 2	8 1.5 2.5	12 3 2	12 3 2	12 3 2
一	一	一	一	2 同上	3 同上
				本数 12本	長サ 3間 直径 1.5尺
					重り
					蛇(藤)籠
					尻押

あれば天竜を制するのに用いられ、平均規格・形状は図(4)・表(5)のとおりである。

木柱で箱型に枠を組み石を詰込むもので、大きさにより

大柱・中柱・枠の別がある。それらを単独に構築する場合

もあるし、牛類の根固めとして聖牛などと組み合わせて用いることもある。枠を横に連続したのが続枠、片枠は枠の最も単純な形で、川に面して柵を立て、裏に石詰をする工法である。枠の大きさは大小区々であるが、平均的な寸法例を左に示す。

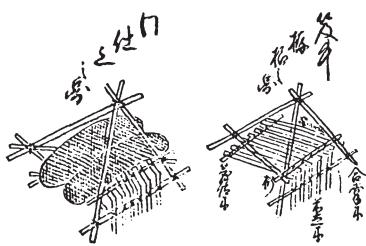
(二) 枠類

木柱で箱型に枠を組み石を詰込むもので、大きさにより

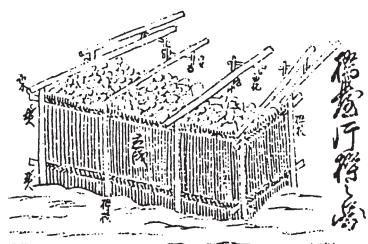
大柱・中柱・枠の別がある。それらを単独に構築する場合

もあるし、牛類の根固めとして聖牛などと組み合わせて用いることがある。枠を横に連続したのが続枠、片枠は枠の最も単純な形で、川に面して柵を立て、裏に石詰をする工法である。枠の大きさは大小区々であるが、平均的な寸法例を左に示す。

図(5) 川除の主要枠類
（『算方地方大成総目録』より）



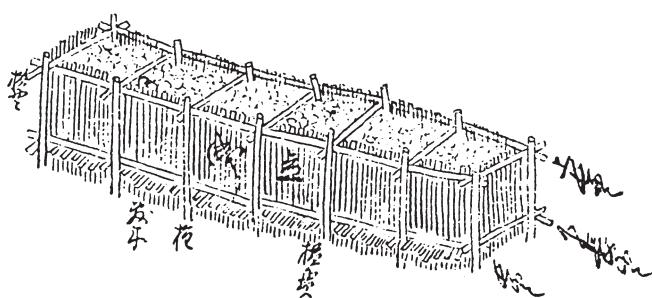
① 箕牛



② 片 枠

表(6) 枠の寸法例（『出来方帳』より）

合掌枠	名称	大 枠	中 枠	名称
—	大きさ	縦高内法 11.4尺 横サ法 6.3尺	縦高内法 8.4尺 横サ法 4.5尺	大きさ
一間に2本 末口5寸	合掌木	一末組 長サ4本 口8寸	一末組 長サ4本 口8寸	柱 柱
4 4 8	貫木	8 5 14	8 4 11	貫木
2 4 7	梁木	同 2上	同 2上	根太木
7 2 7 3 3	敷成木	16 4 13	12 3 10	(底に敷く) 敷成木
7 2 8 3 3	立成木	66 5.5 6	50 2 6	側に立てる 立成木
2	繩	13	一房 20尋	繩
			一組 10房	



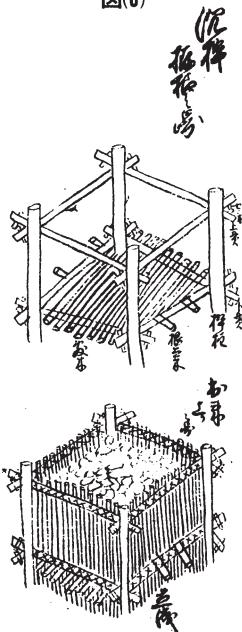
③ 続 枠

表(7) 沈桿一組
(内法 高さ4尺3寸・11尺四方)

	数量	長さ	末口
桿柱	4	6尺	8寸
貫木	8	13尺5寸	4寸
根太木	2	同上	同上
敷成木	16	12尺8寸	3寸
立成木	68	6尺	3寸
藤	13房 (20尋曲)		
石	1坪4合		
大工	4人		
人足	9人 (桿組立・川入共)		

桿にはこのほか沈(沈)桿がある。「算法地方大成」には、「大川の水勢強き処は出籠(流れに直角に突出す)併沈籠などを入る、尤深く流早き所は壱ヶ所其日限に仕立べし、手間取る時は押流し普請出来兼るもの也」とある。松島村

図(6)



で沈桿を入れはじめたのは嘉永四年の普請からである。その規格材料等は表(7)のようであつた。

(三) 砂利堤

断面を台形に砂利で固めた土手で、上の面を馬踏み、底面を敷といい、水に面した斜面には多く蛇籠を用いている。

(四) 蛇籠

割竹で円筒状の籠をあみ石詰めしたもので、古くは長さ五間、直径三尺が普通であつたが、宝暦年間幕府領では長さ五間、直径一尺七寸ないし一尺五寸と規定し、箕輪地方のものは、出来形帳によるとすべて直径一尺五寸籠であった。

割竹のかわりに藤づるを用いるのを藤籠といい、箕輪地方では竹が入手しにくかつたためか、藤籠を多用している。藤づるというのは、古老の話によると、通称「カガフジブドウ」という野生の蔓性植物のことで、葉の形状は普通のブドウに似ており、つるの太さは親指ほどで、長さは二三間くらいあつた。皮は赤茶色を帶び、シンは緑色で真中に小穴が通っていた。大正初期まで、天竜川には所々このつるを用いた藤籠が目についたという。

五、深沢川の伏越普請

図(1)の天竜川西一帯の水田は、往古より現在に至るまで、中井と下井の水を田養水に用いている。そのうち中井用水は、二kmほど上流の沢村地籍で天竜川から揚水し、川口すぐ上の地点で深沢川の下を潜らせて引水している。次に示すのは「文政六年深沢川伏越出来形帳」であるが、それより約三十年前の寛政五年（一七九三）にも、同様に伏越普請があつた。その際の目論見帳によると、過去元禄十四年（一七〇一）・享保十七年（一七三二）・宝曆十三年（一七六三）とほぼ二十年毎に普請している。三〇四寸厚というかなり厚手の板を用いているが、耐用年数は三十年であつたことが分る。

寛政五年の仕様書と文政五年の出来形帳を比較してみると、板の長さ・厚さの寸法・数量など寸分違わないし、人足数も全く同一である。おそらく寛政以前も同一規格の構造であつたにちがいない。

「算法地方大成卷四」（天保十四年七月写）の塙桶（註12）

「目論見之事」を見ても、材料の規格、各部所の名称等、ほとんど次に掲げる出来形帳と変わらない。江戸時代には塙

桶にしてもその他牛・梓類にしても、標準規格があつてそれに準拠して施工したと思われる。陣屋役人らも前掲のようないい方手引書を参考にして村方より願出る目論見書等を検討し、出来形を検分したのであろう。

図(7)

一戸前塙桶之図

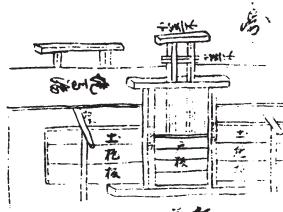
同桶之図

一戸前
塙桶

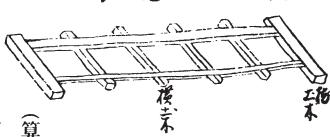
左下

一戸前
塙桶

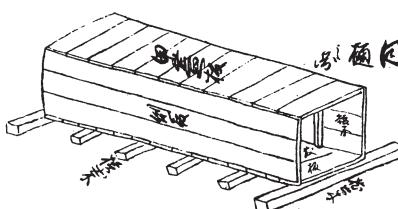
右下



同土台之図



（算法地方大成卷四より）



文政六末年 信州伊那郡

深沢川用水路普請仕様帳

七月日 松島村北割

信州伊那郡

高千九百八拾四石四斗三升壹合

松島村

高千九百四拾九石六斗五升四合

伊奈友之助当分御預所

高三十四石七斗七升七合

松平丹波守御領所

水掛高式百八拾九石九斗六升九合

中井用水路天流(竜)川堰字深沢

一、用水伏越樋長拾六間

内法
高四尺
横六尺

壹ヶ所

此板坪六十壹坪六合五勺八才

三拾五坪武合

敷甲蓋板坪

内七合武勺五才

戸板坪

三坪七合三勺三才

前後両袖土抱板坪

六合六勺七才

右同断樋上土抱板坪

右入用

雜木式本

末口七寸
長七尺

代永六拾壹文

但壹本永三拾文五分
是は一方面付戸前柱樋尻柱へ帶付にて仕

組候積り

同木拾六本

長七尺
木口四寸

代永四百九拾六文

是は一方面付繼牛壹尺宛長拾六間之所

二通り之積り

同木拾五本

長七尺
木口四寸

代永式百五拾五文

但壹本永十七文

是は一方面付堅土台へ差せん留之積り

同板式百四拾枚

長六尺六寸
幅八寸
厚四寸

敷甲蓋板

代永拾八貫文

但壹枚永七拾五文

是は樋延長三拾式間之所に七枚半宛

同板六拾四枚

長壹丈貳尺
幅壹尺
厚三寸

兩側板

代永七貫三百六拾文

但壹枚永百十五文

前後樋上

同板式一枚

長壹丈貳尺
中壹尺
厚三寸

土抱板

代永式百三拾文

但壹枚永百拾五文
是は深沢川より土砂押込候に付砂利留

雜木式本

長四尺五寸
木口四寸

代永式百三拾文

但壹本永十壹文
是は深沢川より土砂押込候に付砂利留

雜木式本

長四尺五寸
木口四寸

代永三百七拾四文

但壹本永十壹文
是は深沢川より土砂押込候に付砂利留

堅土台

是は板付之方面付跡(後)先蓋付堅木挟木へ

仕組片側に拾七本宛

村役

同木拾七本

長七尺
末口三寸

短木挟木

是は跡先穴彫短木へ仕組候積り

同木武本

長九尺
末口八寸

戸前柱

代永百八拾武文

但壱本永九拾壱文

是は板付之方面付戸溝へ彫笠木へ仕組候

積り

同木武本

長毫丈
末口三寸

戸竿

代永四拾四文

但壱本永廿武文

是は板付之方面付上は笠木へ通戸上下に

仕組候積り

雜板六枚

長五尺八寸
巾七寸五分
厚式寸

戸板

代永百拾八文四分
是は戸竿へ打付候積り

雜木武本

長七尺五寸
末口一尺五寸
厚式寸

笠木

但壱本永三拾六文四分

代永百拾八文四分
是は戸前柱樋尻柱へ仕組戸竿通し

候積り

雜木武本

長六尺
末口七寸

樋尻柱

代永五拾壱文武分

但壱本永廿五文六分

是は板付方面付笠木へ仕組候積り

同板武拾四枚

長七尺
巾八尺
厚三寸

土抱板

代永壱貫武百七拾武文

但壱枚永五十三文

是は前後両袖四ヶ所分壱ヶ所六枚宛

村役

雜木拾六本

長八尺
末口三寸

土抱板

是は前後両袖四ヶ所分壱ヶ所四本宛

五寸皆折釘千式百拾六本
但壱本鉄目式拾目

此鉄目式拾四貫三百式拾目

九百六拾本

敷甲蓋板式百四拾五枚壱枚四本打

武百五拾六本

両側板六拾四枚壱枚四本打

四寸皆折釘武拾四本

但壱本鉄目十五文目

是は戸板壱枚四本打六枚分

鉄目合式拾四貫六百八拾目

此代永三貫五百廿五文七分

但金壱両に付

鉄目七貫目替

大工百八拾五人

貲永六貫四百七拾五文 但壺人永三拾五文

是は板坪六拾壺坪六合五勺八才之所

壺坪三人掛け 切組伏方共一式

人足八拾人

是は大工手伝共に間に五人掛け

深沢川 堀割長拾六間

平均巾二間
深壺丈

此砂利五拾三坪三合

内拾三坪長拾六間(横六尺五寸)
高四尺五寸

壺坪引之

残四拾七坪三合

人足貳百八拾貳人壹分 但砂利取堀埋

筑堅廿壺坪

同木百四本 長七尺
末口五寸

合掌榦 延長貳拾六間 内法下横六尺
高三尺五寸

七人懸り

此石七坪六合

人足貳拾貳人八分 但石取壺町余壺坪二人

内拾三間 橋上北川壺ヶ所

内拾三間 橋上南側壺ヶ所

是は右同断深沢川満水之節用水路へ石砂

押入候場所に付圍榦に入候積り

右入用

雜木五拾本

長七尺
末口五寸

合掌木

代永壺貫百四拾八文 但壺本永廿文五分

是は間に貳本宛四本は送木

同木百四本

長七尺
末口五寸

代永壺貫七百六拾八文 但壺木永十七文

雜木貳拾八本 長八尺
末口四寸

代永五百廿九文貳分 但壺本永十八文九分

是は間に壺本宛

貳本は送り木

同木六百七拾本 長七尺
末口三寸

是は四百拾六本は両側分延長五十貳間之間に八
本宛立並木は廿本は貳ヶ所後先四小間分 一小
間五本づつ 貳百三拾四本は敷並木間に九本宛

村役

繩五拾貳房

但貳拾尋曲

是は間に貳房宛

大工五拾貳人

賃永壺貫三百文

是は間に貳人懸り

人足百四人

是は大工手伝榦詰立川入共

間に四人懸り

右之寄

永四拾三貫五百七拾六文壺分

人足四百八拾八人九分

高百石五十人内

前書改處相違無之もの也
伊那友之助

村役人足

合金四拾三兩弐分永七拾六文毫分

飯島

此處に

金八両弐分 御手当被下候

雜木七百三本

繩五拾弐房

村役

人足四百八拾八人九分

右之通御普請皆出来仕候に付出来形帳奉差上候

以上

信州伊那郡松島村

文政六未年七月

名主 所右衛門(印)

組頭 新五兵衛(印)

百姓代 理助(印)

松島村古料

名主 与市(印)

百姓代 伊左衛門(印)

伊奈友之助様

飯島

御役所

大出村川除役勤方人馬高割之次第

右によると「此處に金八両二分御手当され候」となつてゐるが、交付金はそれだけで、残金三十五両余は村負担である。寛政五年の伏越普請も同様で、工事金四十四両余の内、同額の御手当金八両弐分のみで、残余は村役になつてゐる。

用水路の普請出来形帳は、ほかに天明三・同四・同五・寛政九・文化元年のものがあるが、各年次とも天竜川の川除普請と同様に、工事費は全額交付されている。伏越の場合は何故か補助規準が異つていたようである。

現存する「村夫錢帳」によると、村々の総費用のうち、常に高い割合を占めるのがこの土木工事費であつた。松島村に北接する大出村では、享保十一年（一七二六）に川除に關して概略次のように定めている（川除役詮議之上定之証文・大出区有）。

一、持高四石を以て川除人足一人役とする。山役（棹木・杭・藤籠・龜朶をとる仕事）は馬を持たない百姓は、馬一匹持ちの半分負担する。

一、持高四石で馬持ちの者は、工事費に応じて人足・馬役をつとめる。

一、持高も多くまた人馬も多く持つ者は、人馬有切の役儀を勤め、四石以上の高一石につき役代糲三升宛出す。

一、持高があつて人馬のない者は、持高一石につき糲三升宛出す。

一、持高二石五斗以下の者は、村並に一人役勤め役代糲一斗五升宛受取る。

一、持高二石五斗以上三石五斗までの者は一人役、馬を持つていれば馬役共に一人役勤め、役代糲一斗宛受取る。

一、持高四石以上六石までで馬二匹持つ者は、一人半役と山役二匹分勤める。馬一匹持つ場合は、四石以上の高一石につき三升宛役代糲を出す。

一、持高六石以上は持馬数に応じて勤め、尚人役が不足の場合には、余り高一石につき三升宛役代糲を出す。

一、川除水防用の繩・土俵は、一通り高に関係なく家毎に俵二俵、繩二把宛出す。その上入要の際は高二石につき俵二・繩一把の割で出す。

一、役代糲を貰える者は、初め五日間の一日は役勤め、次の一日は糲二升のよう一日置に貰うこと、五日以後の勤については規定通り役代糲を渡す。

要するに持高四石を一人役とし、それ以上の高持には余高一石につき糲三升宛出させ、小高の者に少しづつ扶持米を取らせるという規定である。村役人外小前百姓七〇人が連署捺印している。

六、土橋普請

松島村から対岸の長岡村に渡る橋の十沢橋は、元禄年間の山論絵図にも描かれており、入会権を持つ長岡新田日影入の山へ通じる重要な道に掛かる橋である。この橋の掛け替普請も幾度か行なわれ、安永・天明期の出来形帳が現存しているが、どの年次の構法・規模もほとんど変らない。

左に安永六年（一七七七）の出来形を一部省略して記す。

天竜川通

諏訪・高遠・飯田・松本・甲州往還
幅八尺
但高壹丈三尺

壱ヶ所

此坪五拾三坪三合三勺

右入用

松木三拾本

但長毫丈六寸
末口六寸

此代永一貫六百二拾文 但一本に付
永四拾五文

是は橋長四拾間の所 橋杭六ヶ所の分

一組六本建 但根入三尺

但長一丈三尺
末口六寸

同木六本 但根入三尺
是は両橋詰杭二ヶ所 一ヶ所三本宛

但根入三尺

同木拾四本 但長七尺
但末口六寸

此代永三百九拾二文 但一本に付
永二十八文

同木拾四本 但長七尺
但末口六寸

此代永三百九拾二文 但一本に付
永二十八文

同木二拾六挺

但長八尺
厚二寸

上樁木

此代永九百拾文

是は同断橋杭

一組に付四挺宛六組分并

後先橋杭二ヶ所分二挺宛の積り

同木二拾六挺

但巾五寸
厚二寸

下樁木

此代永一貫九拾二文

但毫挺に付

是は右同断 下樁木一組四挺宛

後先二ヶ所分 二挺宛積り

同木六本

但長三間半
末口六寸

此代永三百三拾文

但一本に付
永五拾五文

是は橋後先二ヶ所分

梁木に帶付一ヶ所

三本宛控木

但長三間半
末口七寸

同木四拾二本

但一本に付
永二百二拾文

此代永九貫二百四拾文 但一本に付
永二百二拾文

是は長四拾間之所行桁三通り分 一通りに付

四本宛 但後先繼手三尺之積り

行桁

村役

雜木四百八拾本 但長八尺
但末口三寸

是は長四拾間之所 一間に付拾二本宛

並木

村役

匏朶木百六拾本 但五尺繩〆

是は平坪五拾三坪三合三勺

但一坪に付三束宛

鎌二百拾挺

但長七寸

此鉄目拾一貫九百七十目 但一挺に付
鉄目五拾七文

此代永一貫九百八拾一文一分

但金二貫四拾二文替

八拾四挺 橋杭より梁へ繫鍵拾四ヶ所分

壹組建杭一本に付二挺繫

右之寄

二勾 両堅芝付築立共に一
坪三人掛け

四拾二挺 行桁三通梁へ繫 拾四ヶ所分

但一組橋杭三本建

内 一組三挺宛

七拾二挺 同断三継手一通り分

兩継手にて廿四挺三通り分

拾二挺 兩橋詰梁へ控付三本宛六本分

控木一本に付二挺宛

雜木四百八拾本
龜朶百六拾束

人足五百三人三分

外

合永拾八貫百七拾五文
外永一貫六百八拾八文 御吟味に付
先積に減

御
先積に減

村役

大工八拾人

此賃永二貫四百文
但一人に付
永三拾文

是は平坪五拾三坪三合三勺 一坪一人半掛け

村役

人足五百三拾人三分

二百拾人 是は橋杭震込一本に付五人

掛り 四拾二本分

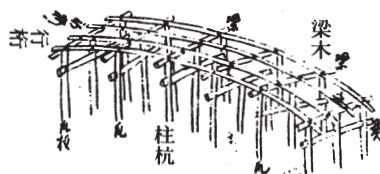
百六人七分 是は桁梁掛け渡足代一式取

立 平坪五拾三坪三合三勺

一坪に付二人掛け

百八拾六人六分 是は橋置土長四拾間横八尺

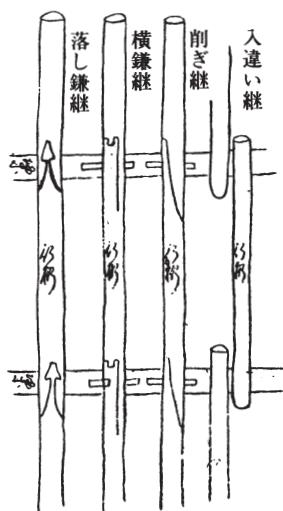
厚七寸 堅坪六拾二坪二合



図(8)-1

橋杭を埋込む場合、
杭に土俵を幾つも結
びつけて振り込み、
石や砂利混じり固い
所は穴を掘つて埋込
む。行桁は橋の幅に
もよるが、通例は三
本で、その繋ぎ方に
図(8)のように種々あ
る（算方地方大成）。

図(8)-2



おわりに

本書においては、松島村の普請出来形帳のなかから天竜筋川除・用水路・土橋普請の二例を、殆ど分析考察することなく、資料として提示したに過ぎない。編集者の意向に添い得ず遺憾であるが、時間と力不足の結果である。

四十冊ほどの出来形帳を覗いてみて感じたことは、治水普請の頻度の高いことである。現存の出来形帳によつただけでも、宝曆九年（一七五九）から嘉永四年（一八五二）の九三年間に、大小三〇回の普請が行なわれている。これは三年に一回の割になる。用水路・土橋を加えると二年に一回、つまり一年おきになんらかの普請があつたわけである。

治水工事の村に与えた影響、村の対応の仕方などについて明らかにしていくことを今後の課題としている。

農民にとつて少なからぬ負担となつた。普請には村役といつて、人足の外に雜木・蘿朶・藤などの普請材料の村負担があつたからである。

人足は「高百石につき五十人」までは無賃人足の決まりだから、江戸後期には松島村は九九二人までは無賃の労力負担であつた。総普請回数の八割は村役人足であつたが、大村に応じて労働可能の男が多かつたので、一人当りの就労回数は少なくて済んだ。小村の場合は有償（一人一日扶持米七合五勺）人足が多くはあつたが、就労日数は当然嵩んだ。過重な負担を不満なく公正に割り当てる手だてとして、特に小村では人足割り当ての村規定を必要とした。

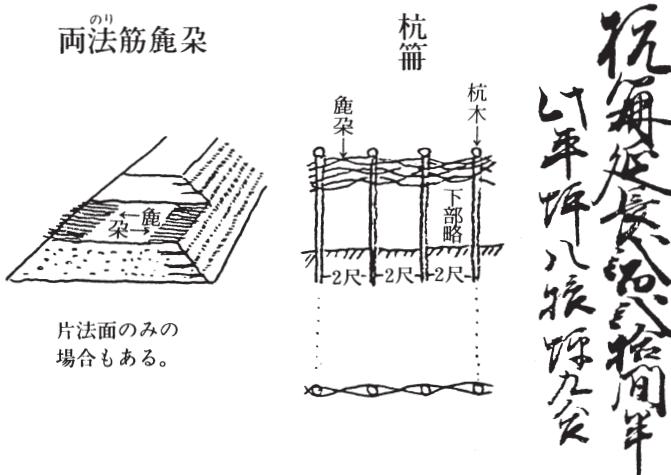
人足は負担になつたが、しかし、貧農層にとつては僅かな扶持米であつても、夫食の稼ぎにはなつた。川除け普請は、一方では村民に過重な労力負担を余儀なくさせたが、他方窮民救済的な面も持つていたことは否めない。天明六年松島村の永一四貫の普請などは、資材費のかからない人足中心の石積延出の構築工事で、扶持米人足は三五〇〇人に達し、これは明らかに飢饉年の窮民救済のための土木工事であつた。

註

- 1、年貢免定(ねんぐめんじょう) 年貢割付状ともいい、江戸時代に幕府や領主が村単位でその年の年貢を割り付けた文書。御成箇郷帳、年貢皆済目録と共に地方三帳の一つ。
- 2、上知(じょうち) あがりちともいう。通常は年貢未進などで農民から領主が農地を没収することを言うが、この場合は、太田氏が幕府に領地を返還したことを指している。
- 3、小以金 永樂錢から金の単位の両に換算する。
- 4、定免(じょうめん) 江戸時代、検見法に対する徵租法の一つ。過去何年かの収穫量を平均して税率を定め、一定期間は豊作凶作を問わず収税した。大凶作の場合には、村方から申請して、検見をし、減免が行なわれた。(破免)
- 5、小物成り(こものなり) 田畠から納める年貢以外の雜稅を総称したもの。
- 6、五尺繩武人(ごしゃくじゆうじん) 四尺の長さの龜朶(そだ)を根本と葉先とを互い違いに置き、五尺繩を使って二人掛りで束ねる。
- 7、筋朶(すじそだ) 砂利堤などの堤防を構築するには、一定の高さごとに朶を敷き並べて、土砂の崩落するのを防ぐ工夫をした。この朶を筋朶といふ。
- 8、杭篠(くいしがらみ) 杭出しの杭の間に竹または朶などでがらみをかいたもの。
- 9、敷成木(しきなるき) 詰め石を支えるために枠の敷に並べる丸太。
- 10、桟俵(さんたわら) 米俵の両端にある丸い藁の蓋。
- 11、村請(むらうけ) 村単位で請負う工事。
- 12、垣桶(いりひ) 用水取入口用の桶門。

参考資料・文献

- 松島村川除・用水・土橋出来形帳 (宝暦～嘉永)
川除け関係文書 (箕輪町郷土博物館所蔵)
算法地方總目録
南箕輪村誌
箕輪町誌



表(1)-1 宝暦以後の定式普請一覧表(出来形帳より)

松島村

()内には箇所

年次	種類	数量	設置場所	支配者ヒ交付金
宝暦9	中聖牛	16組	・鉢龜島(3)水当り強い場所 ・柳土手(5)同上、前(2)、後(3) ・北島 (3)古聖牛の間にれる	天領板島陣屋 (全額) 10両水213文2分
	合掌枠	5	・鉢龜島(3)水当りの強い所 ・檜上 (2)同上	
	柱	20間	・川久か所の水物12	同上 (全額) 26両2分水90文2分
明和3	中聖牛	28	・北島 (2)水刃ね 1か所 ・柳土手(8)水刃ね 1か所	中聖牛 24 ・下島 (3) ・鉢龜島 (3) ・北島 (3)
安永4	砂利堤	15間	・北島聖牛根固め	同上 (全額) 17両2分水240文2分
	中聖牛	28	・柳土手(20) ・北島 (8)	中聖牛 17 ・柳土手 (2) ・満尻 (2) ・柳土手(8)
	同9	中聖牛	12	・木浦原(6)1か所 ・鉢龜島(3) ・柳土手(3)
天明元	中聖牛	70	・柳土手(20) ・同所下(20) ・北島下(15) ・鉢龜島(5)	同上 (全額) 永69貫52文4分 米43,095石
	柱	30間	・北島 1か所	同上 (全額) 34両1分水160文4分

3	中型牛	39	・鉢龜島(5)1か所水刃ね ・同前 (7) ・下柳土手(10) ・上柳土手(7) ・柿木瀬下(5) ・北島 (5)	同上 (全額) 永29貫998文8分
4	統 柱	20間	・久□原 1か所	
5	中聖牛	20	・北島 (4) 1か所 ・柳土手(9) ・同所下(3) ・鉢龜島(4)	同上 (全額) 永25貫3分水168文
6	中聖牛	17	・上柳土手(10) 1か所水刃ね ・下島 (3) ・鉢龜島 (3) ・北島 (3)	天領松島陣屋 (全額) 永25貫1文8分
7	柱 割	46.5間	・柳土手〆切り上	
8	中聖牛	24	・北島 (5) 1か所 ・柳土手 (2) ・満尻 (2) ・柳土手(8)	同上 (全額) 14両1分水200文 米25,896石

同 統 桿 8	34間	•北島 (6間) 1か所 •上柳土手(14間) " " •鉄錐鳥 (14間) "	中聖牛 24	•上柳土手(13) 1か所 •同所 (2) " •下柳土手(2) "	同上 (全額) 49両永187文 7分 米15.585石
寛 政 元	大聖牛 5	•下柳土手(5) 1か所	大聖牛 7	•下柳土手(3) 1か所 •同所 (2) "	同上 (全額) 37両1分永41文 米12.975石
中聖牛 40	•北島 (5) 1か所 •上柳土手(8) " •築場 (8) " •鉄錐鳥 (9) "	同上 (全額) 49両永187文 7分 米15.585石	大聖牛 7	•同所 (2) "	
同 2	合掌桿 10間	•下柳土手(4) 2か所 2組ずつ •同所 (5) 1か所 •鉄錐鳥 (4) " •同所 (6) 3か所 2組ずつ	中聖牛 16	•北島 (12) 3か所 •同所 (4) 2か所	同上 (全額) 20両3分永85文 8分
同 5	大聖牛 4	•北島 1か所	大聖牛 7	•同所 (2) 2か所 •上柳土手(2) "	
同 6	中聖牛 22	•北島 (6) 1か所 •下柳土手(10) "	同上 (全額) 9両3分永6分 16両永184文1分	中聖牛 16	•北島 (6) 6か所 •鉄錐鳥 (3) 3か所
同 9	中聖牛 19	•北島 (8) 1か所 •同所 (2) " •上柳土手(9) "	同上 (全額) 29両2分永6文2分	水反桿 10間	•下柳土手(7) 5か所 •下柳土手(5) 1か所
水反桿 15間	•北島 (10) 5間ずつ 2か所 •上柳土手(5) 1か所	統 桿 15間	統 桿 36	•鉄錐鳥 (15) 1か所 •上柳土手(9) 10か所 •下柳土手(8) 5か所 •上鉄錐鳥 (3) 2か所	同上 (全額) 17両1分永94文 8分

文化 元	大聖牛 16	•北島 (5) 1か所 •下柳土手(5) 1か所	統 桿 15間	•鉄錐鳥 (15) 1か所	同上 (全額) 48両1分永169文 7分
同 2	中聖牛 36	•上柳土手(9) 10か所 •下柳土手(8) 5か所 •上鉄錐鳥 (3) 2か所	統 桿 20間	•同川通り 1か所	同上 (全額) 17両1分永94文 8分

同 9	中 柱	6	•下柳土手(4)1か所 •同所 (2)1か所 30間	同上 (全額) 21両221文3分
同 10	合掌柱	30間	•下柳土手(20間)2か所 •鉄錐島 (10間)1 " 欠田	
同 11	中 柱	2	•上柳土手取付の所(2)	同上 (全額)
文 政 9	中 柱	14	•上柳土手(4)茂右衛門・小兵衛 •下柳土手(5)五郎右衛門・利助 •鉄錐島 (5)伝六・武右衛門	同上 5両2分水154文8分
中 堅 牛	13	•助地先(13)1か所		
同 11	菱 牛	37	•上柳土手(10)5か所 水割ね •同所下 (6)3 " •下柳土手(6)2 " •橋下 (4)2 " •鉄錐島 (4)2 " •橋上 (4)2 " •鉄錐島 (3)1 "	同上 (8割) 32両1分水227文8分
統 柱	80間	•上柳土手(20間)欠留1か所 •橋下 (45間) " " •鉄錐島 (15間) "		

天 保 4	中 堅 牛	20	•上柳土手(6)2か所 •下柳土手(5)1 " •八ツ口 (2)1 " •鉄錐島 (5)1 "	同上 (8割) 水22両264文6分	
天 保 7	中 堅 牛	30	•上柳土手(8)4か所 •向川原 (4)2 " •芝原田橋上(4)2 " •同八ツ口(6)2 " •向川原 (4)2 " •鉄錐島 (4)2 "	同上 (8割) 19両2分水220文4分	
同 14	中 堅 牛	40	•下柳土手(4)3か所2側立 •同所 (8)4 " 合掌柱前2組宛 •鉄錐島 (8)4 " 合掌柱前2組宛 •東河原 (4)2 "	同上 (8割) 41両2分水23文6分	
同 14	中 合 掌 柱	80間	•下柳土手(50間) •鉄錐島 (40間)		
	中 柱	4	•鉄錐島 (4)4か所川次の所		
	嘉 永 2	中 堅 牛	50	•芝原田 (14)7か所 •木浦 (16)8 " " •橋上 (4)2 " •八ツ口 (16)8 "	同上 (8割) 50両2分水60文2分 米2,991石

臺 永 2	中合掌梓	70間	・芝原田より橋場まで(70間)		*橋下 (5) *新潟下 (2) *上河原 (3)
	統 梓	30間	・八ツ口 (30間) 1か所		*中河原 (2) *前河原 (3)
	中聖牛	2	・鉄鮑島 (2) 1か所 古継梓留り		*柳土手 (2)
	沉 梓	2	・芝原田 (1) 古牛元梓出 1か所 ・同所下 (1) 同上	同上	*橋上 (1) *橋下 (2)
同 4	中合掌梓	10間	・鉄鮑島 (5間) 1か所 ・橋場 (5間) "	(8割) 8兩1分水247文9分	*伊勢宮 (2) *北島 (3) *木浦原 (5) *鉄鮑島 (8)
	義 牛	10	・橋場 (6) 3か所 ・東川原 (10) 5 "		(6割7分) 196円78錢2厘
	堤	36	・鉄鮑島 (36間) 片側		
	統 梓	92間	・柳土手 (26間) ・同所上 (30間) ・鉄鮑島 (36間)		
明 治 4	中聖牛	10	・柳土手 (2) ・橋場 (3) ・鉄鮑島 (5)	(全額) 99兩2分水52文3分	
	大聖牛	4	・柳土手 (4)		
	沈 梓	14	・柳土手 (6) ・橋場 (3) ・鉄鮑島 (5)		
	大聖牛	2	・橋下 (1) ・柳土手 (1)		

統 梓		*柳土手下方(25間)
-----	--	-------------

表(1)-2 宝暦以降の定式普請一覽表

(出来形帳より)

三日町村 () 内は箇所

年 次	種 類	数 量	安永 9	中聖牛 (3)	25組	寛政 7	中聖牛 (9)	40組
宝暦 12	中聖牛 中棹 土橋	(3) (5) 長さ 幅 30間 8尺	天明 元	砂利堤 藤籠 土橋	6組 26組 長さ 幅 30間 8尺	" 3	土橋	中聖牛 (9) 砂利堤 藤籠
明和 3	中棹 砂利堤 土橋	(3) 長さ 幅 30間 8尺	" 4	中聖牛 航き棹	(6) 30組 30間 8尺	" 11	砂利堤 藤籠	30組 90間 180本
" 6	中聖牛 合掌棹 中合掌棹 片棹 統き棹 砂利堤	44組 23間 23間 90間 27間 130間	" 6	中聖牛 航き棹 砂利堤 藤籠 土橋	(5) 40組 50間 40間 98本 長さ 幅 36間 8尺	享和 2	土橋	中聖牛 (5) 25組
安永 2	棹 土橋	(1) 長さ 幅 30間 8尺	" 7	中聖牛 航き棹 掘削	(7) 39組 25間 50間	" 2	棹 航き棹 砂利堤	30組 30間 70間
" 3	中聖牛 砂利堤	(2) 50組 185間	寛政 元	中聖牛	(7) 93組	" 4	棹 藤籠	15組 28.8本
" 4	中聖牛	(2) 28組	" 3	中聖牛 砂利堤	(4) 5組 100間	" 6	菱牛 大棹 中棹 合掌棹 土橋	16組 12組 88組 22間 36間 8尺
" 6	土橋	長さ 幅 30間 8尺	" 4	中聖牛	(4) 29組 145本			

" 7	中聖牛 中枠 藤籠	(6) (11)	12組 66組 21.6本	文政 2	中聖牛	10組	天保 12	中聖牛 菱牛 土橋	(16) (1)	39組 32組 長さ 54間 幅 8尺		
" 8	菱牛 中枠 藤籠	(1) (8)	4組 28組 6本	" 5	菱牛 中枠	55組 13組	" 7	菱牛 中枠	22組 7組	" 5	菱牛 中枠	55組 13組
" 9	中枠 藤籠 土橋	(14)	46組 89.4本 長さ 42間 幅 8尺	" 6	菱牛 中枠	64組 39組	" 8	菱牛 中枠	20組 7組	" 4	菱牛 川倉 藤籠 土橋	(6) (8)
" 10	菱牛 中枠 藤籠	(3) (10)	7組 15組 17.6本	" 9	中聖牛 菱牛 土橋	(1) (8)	" 9	中聖牛 菱牛 土橋	10組 40組 長さ 54間 幅 8尺	" 5	中聖牛 合掌枠 藤籠	(3)
" 11	菱牛 中枠 藤籠	(3) (6)	4組 8組 21本	" 11	藤籠 土橋	58本 15組 8組 18本	" 11	藤籠 掘削	58本 長さ 54間 幅 8尺	" 6	沈枠	20組
" 12	菱牛 中枠 藤籠	(4) (2)	15組 8組 18本	" 12	中聖牛 菱牛 合掌枠 砂利堤 藤籠	(5) (10)	" 12	中聖牛 菱牛 合掌枠 砂利堤 藤籠	15組 158組 110間 110間 237.6本	安政 2	中聖牛 中枠 藤籠 土橋	(9) (4)
" 13	大枠 中枠	(2) (3)	2組 5組	" 13	中聖牛 菱牛 合掌枠 砂利堤 藤籠	(5) (10)	" 13	中聖牛 中枠 藤籠 土橋	24組 11組 52本 長さ 37間 幅 8尺	" 3	中聖牛 中枠	(8) (1)
" 14	中枠	(4)	13組	" 14	中聖牛 菱牛 合掌枠 砂利堤 藤籠	(2) (1)	" 14	中聖牛 中枠 藤籠	43組	" 3	中聖牛 中枠	(8) (1)
" 15	菱牛 大枠 藤籠	(2) (1)	11組 3組 13.2本	" 15	天保 2	中聖牛 菱牛 藤籠	(9) (35)	9組 50組 112.8本	沈枠	5組		

安政 3	中合掌枠	6間	慶応元	中聖牛 (21) 中枠 藤籠	32組 5組 153.6本
" 5	中聖牛 (8) 中枠 中合掌枠 砂利堤 藤籠 土橋 沈枠	38組 5組 125間 108間 212.8本 長さ 37間 幅 8尺 18組	" 2	中聖牛 (5) 中合掌枠 砂利堤 藤籠 土橋	26組 150間 314間 124.8本 長さ 38間 幅 6尺
" 6	中聖牛 (20) 砂利堤 藤籠	40組 65組 192本	明治 3	大聖牛 (6) 中聖牛 中枠 藤籠 沈枠	8組 21組 22組 69.6本 2組
文久 元	中聖牛 (32) 菱牛 (5) 中枠 中合掌枠 砂利堤 藤籠 土橋 沈枠	50組 56組 10組 236間 25間 307.2本 長さ 37間 幅 8尺 11組	" 4	大聖牛 藤籠 沈枠	4組 82.8本 14組

" 3	中聖牛 (52) 菱牛 (6) 中合掌枠 藤籠 沈枠	81組 12組 238間 14.4本 18組			

市川 健三 (いちかわ しゅうぞう)

大正10年箕輪町に生まれる。
昭和22年より教職につく。
昭和53年教職退職。
同年より箕輪町誌編纂室に勤務し現在に至る。

箕輪町誌 自然・現代編分担執筆
歴史編分担執筆と編纂

近世天竜川の治水

昭和63年3月10日 発行

企画	建設省中部地方建設局	長野県駒ヶ根市上穂南7-10
発行	天竜川上流工事事務所	〒399-41 ☎ 0265-82-3251
著者	市 川 健 三	長野県上伊那郡箕輪町松島西町 〒399-46 ☎ 0265-79-4384
編集	(有)北原技術事務所	長野県南安曇郡豊科町高家5279 〒399-82 ☎ 0263-72-6061
印刷	双葉印刷(有)	長野県松本市城東2-2-6 〒390 ☎ 0263-32-2263

「語りつぐ天竜川」の発刊にあたって

天竜川は独特の河川形態をもつ河川です。上流部は諏訪湖が洪水を調整して比較的穏やかな表情をしていますが、多雨域を後背地にもつ三峰川、小渋川、太田切川などの支川を合流するたびに、洪水とともに大量の土砂を受け入れて一気に急流土砂河川の様相を呈し、途中多くの狭窄部の間に氾濫原を形成してきました。

一方この氾濫原は伊那谷の穀倉地帯でもあり、地先の人々は出水の度毎に溢流する天竜川との間に涙ぐましい闘いを繰り返してきました。

この天竜川の氾濫を鎮め水を高度に利用するための地元の長い営為の後を受けて、昭和12年から砂防を、昭和22年から河川を国が直轄事業として取り組むようになり、それぞれ50年及び40年を経過しました。その間、地域の皆様から絶大なるご協力を賜り、以前と比べると天竜川の安全性は格段に向上いたしました。

しかし安心は出来ません。絶えず流域の変貌をみつめて、河川施設の整備運用や維持管理を図っていかねばなりません。

また、天竜川は地域の人々の情操のうえでも深い関わりがあり、独特的風土や文化を育んでまいりました。河川を危険なものとして遠ざけたり、水があるからといって過度に取水してしまってはなりません。治水利水について一応の成果をみた現在、地域にとって望ましい天竜川の姿を考え実現していくことがこれから課題であると思います。

私たちは、天竜川流域の自然立地・生態及び人びとの係わりなどについてより深く理解するよう努め、より知恵のあるものに仕上げたいと考えるものであります。

「語りつぐ天竜川」は以上の趣旨に基づいて、天竜川の治水に関する地域の経験や知見を収集周知し広く地域共通の知識とすることにより、よりよい天竜川を築いていきたいと考え発行するものです。

なお、ご執筆いただいた方々には、自由な立場でお考えを披瀝していただいたため、建設省としての見解とはならない場合があることを付言いたします。

今後とも天竜川の治水について皆様のご指導ご鞭撻をお願いいたします。

建設省中部地方建設局天竜川上流工事事務所
所長 清治 真人

「語りつぐ天竜川」目録

- | | |
|-------------------------|-------|
| 1. 伊那谷の気象 | 米山啓一著 |
| 2. 天竜川上流域の立地と災害 | 北澤秋司著 |
| 3. 天竜川に於ける河川計画の歩み | 鈴木徳行著 |
| 4. 総合治水の思想 | 上條宏之著 |
| 5. 総合治水と森林と | 中野秀章著 |
| 6. 伊久間地先に於ける天竜川の変遷 | 松澤武著 |
| 7. 天竜峡で見た天竜川水位の変遷 | 今村真直著 |
| 8. 村境は不思議だ | 平沢清人著 |
| (以上既刊・順不同) | |
| 9. 諏訪湖の富栄養化と生物群集の変遷 | 倉沢秀夫著 |
| 10. 諏訪湖の御神渡り | 米山啓一著 |
| 11. 理兵衛堤防 | 下平元護著 |
| 12. 近世 天竜川の治水 —伊那郡松島村— | 市川脩三著 |
| 13. 川筋の変遷 一天竜川と三峰川の場合 — | 唐沢和雄著 |
| (以上発刊中・順不同) | |